

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊広県第92号

令和4年3月4日

性暴力被害者のためのワンストップ支援事業の適正な運用について（通達）
性暴力被害者のためのワンストップ支援事業の運用については、これまで「性暴力被害者のためのワンストップ支援事業の適正な運用について（通達）」（平成30年6月12日付け熊広県第237号）に基づき運用してきたところであるが、各所属にあっては、引き続き、下記事項について所属職員への周知を図るとともに、関係機関団体と連携し、本事業の適正な運用に努められたい。

記

第1 性暴力被害者のためのワンストップ支援事業概要

1 事業の目的

性暴力被害者に対して被害直後から産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、弁護士等による法的支援など総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、性暴力被害者の心身の負担を軽減し、その健康回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化を防止することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 支援対象者

刑法等に規定する強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪を始め、本人の意思に反する性的な有形力の行使によって被害を受けた者、その家族、遺族（以下「性暴力被害者」という。）とし、被害に遭った時期や性別は問わないものとする。

(2) 事業の形態

性暴力被害者のためのサポートセンターゆあさいどくまもと（以下「ゆあさいど」という。）は、熊本県が公益社団法人くまもと被害者支援センターに業務委託している事業。

3 サポートセンターにおける支援活動の概要

(1) 活動種別・活動時間

ア 電話・メール相談

24時間対応（ただし、12月28日午後6時から翌年1月4日午前9時までは、内閣府が運営するコールセンターによる対応となる。）

イ 面接相談

原則平日の午前10時から午後4時まで

ウ 直接的支援活動

原則24時間対応（午後4時から午前10時までの時間帯における活動は必要性、緊急性等を判断して行う。）

エ 弁護士、臨床心理士又は公認心理師による専門的相談活動

平日の午前10時から午後4時まで

(2) 活動内容

相談員が、相談内容に応じた情報提供、指導、助言を行うとともに、性暴力被害者の負担軽減等を図るため、必要に応じて、医療機関、捜査機関（警察、検察）への付添い支援、裁判所での代理傍聴、生活支援、物品の供与・貸与などの直接的支援活動を行う。

また、刑事手続に関する情報の提供、精神的被害の軽減・回復を図るため弁護士や臨床心理士が指導、助言を行い、その費用の一部をゆあさいどが負担する。

(3) 関係機関・団体との連携活動

性暴力被害者が必要な支援を途切れることなく受けられるよう、県、市町村、警察、産婦人科医会、弁護士会等犯罪被害者支援に関わる機関団体と相互に連携・協力した支援活動を行う。

4 協力病院における支援活動の概要

本事業における協力産婦人科等医療機関（以下「協力病院」という。）では、性暴力被害者の心理的特性や対応要領等に関する研修を受けた職員が、来院した性暴力被害者に対し、警察への届出方法、ゆあさいどの活動内容など被害者に情報の提供を行う。

また、緊急避妊措置等の早期対応を要する性暴力被害者については、原則として終日受け入れ、必要な医療措置を行う。

第2 警察の対応要領

1 警察活動における性暴力被害者認知時の対応要領

性暴力被害者からの相談、届出等を受理した警察職員は、ゆあさいどで行われる支援の内容、支援を受けた場合の効果等について性暴力被害者に情報を提供し、ゆあさいどによる支援の受け入れを促すものとする。

性暴力被害者がゆあさいどによる支援を希望した場合には、「犯罪被害者等早期援助団体に対する犯罪被害者情報提供制度の運用要領について（通達）」（令和3年2月22日付け熊広県第85号）に準じて、速やかにゆあさいどへ被害者情報の提供を行うものとする。

なお、ゆあさいどによる支援の受け入れについては、あくまでも性暴力被害者が判断することであり、警察職員が強制することのないよう配慮すること。

2 ゆあさいどからの被害届出連絡に対する対応

性暴力被害者が、ゆあさいどの勧めに応じて警察への届出を行う意思を示した場合には、ゆあさいどから警察本部広報県民課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）に連絡がなされる。

支援室は、犯罪発生地を管轄する警察署（以下「担当警察署」という。）に連絡し、受け入れ可能な時間、担当者等について調整を図るものとする。

3 協力病院からの連絡、通報に対する的確な対応

(1) 警察への届出に対する対応

性暴力被害者が、協力病院の勧めに応じて警察への届出を行う意思を示した場合には、協力病院から協力病院の所在地を管轄する警察署（以下「管轄警察署」という。）へ通報がなされる。

通報を受けた管轄警察署は、速やかに警察官（性暴力被害者の要望に応じた性別の警察官）を協力病院へ派遣し、協力病院の医師等や性暴力被害者から発生場所等について事情聴取すること。事情聴取の結果、事件発生場所など他の警察署との関連性を認めた場合には、的確な被害者支援活動や事件捜査がなされるよう、関係警察署が連携して対応するものとする。

なお、協力病院における証拠資料の押収手続、公費支出要領等については従前のおりとする。

(2) 警察届出前の性暴力被害者からの証拠資料採取への対応

協力病院において、警察への届出を躊躇する性暴力被害者に対し、被害直後の証拠資料採取の重要性を説明し、性暴力被害者が匿名を条件で証拠資料採取を承諾した場合には、当該病院の医師等が性暴力被害者から別添「同意書」を徴した上で、医師が証拠資料採取を実施し、採取した証拠資料を管轄警察署へ提出されるため、協力病院から通報を受けた管轄警察署は、警察官を派遣し、協力病院の医師が採取した証拠資料に関する押収手続を行うものとする。

なお、医師が徴した同意書は、徴した段階では個人情報の警察への提供をしないことを条件としており、医師に同意書の閲覧、提示を求めないこと。

(3) 医師が採取した証拠資料の取扱い

ア 押収手続

協力病院では、性暴力被害者から同意書を徴した後、事前に支援室が配布した採取キット（膣内容物採取用綿棒、採尿カップ、採血管、封印シール、チャック付きビニール袋、子宮内部等からの証拠資料採取箇所見取図）を使用して、医師が膣内容物を膣内3箇所（1箇所につき1本を使用する。）から採取し、必要に応じて採尿、採血を行う。その後、医師から臨場した警察官に、性暴力被害者に係るカルテ番号と保管期間を記載したチャック付きビニール袋に、プラスチック筒ケースに納めた綿棒、採尿カップ、採血管を入れ、ビニール袋の口を折り返して封印シール（医師の署名押印済み）を貼った状態で資料が提出される。

臨場した警察官は、提出を受けた資料について、

- 綿棒3本が入っていること
 - 綿棒の柄に番号が記入されていること
 - チャック付きビニール袋に封印措置が施されていること
 - チャック付きビニール袋にカルテ番号と保管期間が記載されていること
- を確認した上、医師から任意提出書、所有権放棄書を徴し、押収品目録交付書を交付するものとする。

併せて、医師が採取箇所名称を記載した見取図の写しを受領するものとする。

イ 押収品の取扱い及び保管

押収品の取扱い及び保管については、「証拠物件等取扱保管要綱の制定について（通達）」（平成29年9月25日付け熊刑企第730号）等証拠物件の取扱いに関する規定に基づき適正な取扱い及び保管を行うこと。

ウ 保管期限を経過した押収品の廃棄処分

被害者匿名の証拠資料の押収については、性暴力被害者が指定した保管期間内に届出を行わない場合には警察署において廃棄する旨の同意書及び証拠資料を採取した医師から所有権放棄書を徴している。このため、保管期間を経過した押収品については、警察署長が必要な指揮を行い、廃棄することとし、廃棄処分書（犯罪捜査規範別記様式第10号）を作成すること。

なお、医師が保管している同意書は、この時点で不要となるが、その廃棄は医師の判断により行われることとなる。

エ 証拠資料採取後、被害申告がなされた場合の措置

協力病院における証拠資料採取後に、性暴力被害者が、協力病院やゆあさいどに対して、警察への被害届出の意思表示をした場合、原則として協力病院等から支援室に通報されることとなる。

支援室は、協力病院やゆあさいどから聴取した事項に基づき、性暴力被害者の受け入れ体制等について調整を図り、事件を担当する警察署は、警察活動による性暴力被害者の二次的被害の防止に配慮した対応を行うものとする。

なお、性暴力被害者が直接警察署に対して被害申告をした場合には、当該警察署において対応することとなるため、支援室との連携を図ること。

第3 公費支出の取扱い

警察へ届出前の性暴力被害者については、証拠資料採取に要する費用のみを管轄警察署において公費で支出するものとし、診察料や緊急避妊措置等その他の費用については、性暴力被害者の自己負担とする。ただし、その後、性暴力被害者が警察へ届出を行った場合には、担当警察署において、既定の支出要領に基づき、必要に応じた公費支出を行うものとする。

なお、証拠資料採取に要する費用の支出の手続については、次のとおりとする。

- 1 管轄警察署の事件捜査を担当する課の長（以下「事件担当課長」という。）は、協力病院から「請求書」（別記様式第1号）を受領の上、「公費支出伺い書（証拠資料採取費用）」（別記様式第2号）を作成し、警察署長の支出決定を受けるものとする。
- 2 事件担当課長は、支出決定後、速やかに関係書類を支出事務を担当する会計課（係）（以下「支出担当課」という。）へ提出するものとし、提出を受けた支出担当課は、熊本県会計規則等に定めるところにより、支出手続を行うものとする。

第4 ワンストップ支援事業の運用に伴う配慮事項

1 同意書に基づく証拠資料採取時における捜査の制限

協力病院の医師は、第2の3(2)の証拠資料採取において、性暴力被害者の匿名を条件とし、被害者が警察への被害届出を行ってから警察の捜査が行われる旨、被害者に説明を行うこととしていることから、警察による証拠資料の押収手続以外の性暴力被害者に対する捜査は慎むこと。

2 被害者支援管理システム運用上の取扱い

被害者匿名の段階では、警察における支援活動が発生しないことから被害者支援管理システムへの登録は行わないものとする。ただし、性暴力被害者から警察への届出がなされた場合は、「熊本県警察被害者支援管理システム運用要領の制定について（通達）」（令和3年3月25日付け熊広県第155号）及び「熊本県警察被害者

支援管理システムの取扱要領について（通知）」（令和3年3月25日付け熊広県第157号）に基づき、確実に被害者支援管理システムに登録すること。

3 職員に対する指導・教養の推進

本事業は、ゆあさいど、協力病院等の関係機関団体との連携・協力により成り立つため、警察署長は、関係機関団体、性暴力被害者から通報等がなされた際、本事業の不知により対応を誤ることがないように、所属職員に対する指導・教養に努めること。

4 県民への周知を図るための広報啓発活動の推進

本事業は、県民に広く周知されて初めてその利用が促進され、本事業の目的が達成される。このため、各種警察活動を行う中で、県民に対し本事業の概要等の周知を図り、利用促進に繋がる広報啓発活動を積極的に推進すること。

5 ゆあさいどに対する苦情等の対応について

担当警察署等において、性暴力被害者からゆあさいどの支援活動等に関して苦情、要望を把握した場合は、速やかに支援室に速報するものとする。

なお、支援室においては、苦情等に対して必要な措置を講じるものとする。

※ 別添・別記様式（略）